平成２４年（フ）第１３１号
兵庫県明石市王子１丁目15番11号　ロイヤルメゾン山口305号、前住所兵庫県明石市大久保町ゆりのき通１丁目１番地の１　イーストスクエアⅠ番館301号
債務者　福永　雅子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
兵庫県明石市本町２丁目５番25号　レオグランデ明石407号
債務者　立花　由佳
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
兵庫県明石市林崎町３丁目502番地の２　明石林崎第２鉄筋２―102号
債務者　大西征太郎
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
兵庫県明石市硯町１丁目１番14号　新興荘
債務者　中里　　勉
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
富山市浜黒崎3262番地
債務者　村上　元子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４２号
富山市婦中町西本郷285番地23
債務者　土井興業こと　土井　千里
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４７号
富山市婦中町分田15番地７
債務者　伊川小百合
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６５号
千葉県流山市前ケ崎２番地の16
債務者　新井　純子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４２６号
千葉県流山市駒木374番地　新Ｄ１街区804
債務者　朝日　知恵
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４４２号
千葉県野田市柳沢21番地の９　シャドーアタゴ201
債務者　簑田　信行
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４４５号
千葉県柏市光ケ丘１丁目３番17号　ファミーユ南柏202号
債務者　菊地　磨子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４４９号
千葉県松戸市日暮１丁目11番地の５　レクセルガーデン新八柱503号
債務者　勝本　裕子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４５２号
千葉県我孫子市船戸１丁目３番48―304号
ＤＩＡ　ＰＡＬＡＣＥ
債務者　後藤　嘉子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５７号
山口県下松市望町１丁目14番30号　鈴蘭館203
債務者　原田　勝美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第６０号
山口県光市浅江７丁目19番16号、前住所山口県下松市潮音町３丁目８番33号
債務者　邑上　智美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第６４号
山口県下松市東和１丁目12番地
債務者　田中真智子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第８０号
青森県平川市李平下安原64番地４　グロリアハイツⅡ205
債務者　小山内康之
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
青森地方裁判所弘前支部